

島根県立漣摩高等学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、被害を受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の育成、人格の形成、生涯設計にまで深刻な影響を与え、その生命または身体に重大な危険を生じさせるのみならず、いじめを行った生徒の成長にも大きな影響を及ぼす恐れがあるものである。そして、いじめはどのような集団にも、個人にも起こりうるものであり、誰もが被害者にも加害者にもなりかねないものである。

多様化する社会環境の中で、生徒が日々の諸活動に安全に、かつ安心して取り組むことができるよう、いじめ防止に向けた指導体制を整え、いじめの未然防止に努め、いじめの早期発見に取り組むことが、学校における重要な課題であると考えます。

いじめを認知した場合の適切な対応と解決のための手だてと併せ、ここに「漣摩高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめ防止等に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの構造、態様

①いじめの構造

いじめは、いじめられる生徒、いじめる生徒だけでなく、観衆、傍観者など、周囲で関係している生徒が当事者である場合が多い。

②いじめの態様

いじめの態様には以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

(3) いじめに対する基本的な考え方

①いじめはいずれの学校のいずれの生徒にも起こり得るものであることを踏まえ、いじめの未然防止を図ることを旨とする。

②いじめは人の尊厳を侵し、犯罪その他重大な人権侵害ともなり得るものであり、決してあってはならないものであることをすべての生徒に認識させる。

③すべての教育活動において、生徒の情操と道徳心を培い、規範意識を養い、自尊心を育むような働きかけをする。

④いじめの早期発見に努め、いじめを受けた生徒の生命を保護を最優先とし、いじめにより心身に受けた影響からの回復を図るための対応を迅速に行う。

⑤いじめを受けている者の立場に立ち、その視点から、最大限に必要な配慮をする。

3 いじめ防止、対策のための組織の設置

いじめ防止の対策を立て、いじめの未然防止にあたるため、「いじめ防止委員会」を設置する。

同委員会は、教頭、生徒指導部長、保健部長、人権・同和教育担当、各学年主任、養護教諭、生徒指導部いじめ担当で構成し、委員長は教頭とする。また、校長が必要と認める場合、保護者代表、関係教職員、スクールカウンセラー、医師、警察関係者などの外部専門家を加えることがある。

いじめ発生時の適切な対応といじめの早期解決にあたるため、「いじめ対策委員会」を設置する。

同委員会は校長、教頭、生徒指導部長、保健部長、人権・同和教育担当、各学年主任、養護教諭、関係教職員および、校長が求める保護者代表、スクールカウンセラー、医師、警察関係者、法律等専門家などで構成し、委員長は校長とする。

4 いじめ防止に関する対応

(1) いじめの未然防止

①いじめの未然防止に対する考え方

- ・未然防止の基本は、生徒同士、生徒と教職員間の良好な信頼関係の上に築かれる。そのため一人一人の生徒が規律正しい態度で授業や行事などに臨み、主体的に参加、活躍できる環境を教職員が整える必要がある。
- ・生徒の尊厳が守られ、生徒にいじめを行わせないために、すべての教職員がいじめの未然防止に取り組む。
- ・すべての教職員は教育活動全体を通して、生徒の自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることに努める。
- ・その取り組みが成果をあげているかどうかについては、日常的に生徒の行動の様子を把握し、定期的なアンケート調査や欠席状況などに基づいて検討し、体系的・計画的な取り組みとなるよう継続的に確認する。

②いじめの未然防止のための具体的取組

- ・特別支援の観点から、生徒が意欲的に参加できる授業、生徒にわかる授業を行い、すべての生徒に学習に対する達成感を持たせる。
- ・地域との連携や異世代間交流を推進し、すべての生徒に自己有用感を持たせる。
- ・情報モラル向上のために、授業や特別活動においてインターネットや情報機器の利用の仕方についての啓発を行うとともに、保護者に対しても適切な情報提供を行う。
- ・望ましい集団づくりや主体的に取り組むことの大切さを体感させるために、部活動や生徒会活動を奨励する。
- ・体験活動を組織的・系統的に取り入れ、社会人としての生き方を学ばせるとともに、人間関係形成能力、課題対応能力、コミュニケーション能力等の育成を図る。
- ・定期的または適宜、生徒面談を行い、個々の生徒の状態把握と理解とに努める。
- ・さまざまな場面においてすべての教職員が積極的に個々の生徒に関わり、生徒の良さや個性を認め、伸ばすことに努める。
- ・すべての教職員が相互に尊重し合う言動に努める。
- ・スクールカウンセラーと連携し、生徒の悩み等の早期発見に努める。
- ・中学校との連携を密にし、生徒間の人間関係に関わる情報の共有を図り、環境づくりに生かす。
- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で周知を図り、教職員全体の共通理解を図る。

(2) いじめの早期発見

①いじめの積極的な認知と情報の共有

- ・些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わることに努め、いじめを積極的に認知する。

また、教職員同士で日ごろから積極的に生徒の情報交換を行い、生徒の情報を共有する。

②いじめの早期発見のための具体的取組

- ・すべての教職員が授業中をはじめ休憩時間、放課後等の生徒の様子に目を配る。
- ・生徒との面談やアンケート調査によって、いじめの実態把握に努める。
- ・日ごろから保護者との連携を密にし、保護者が学校に対して相談しやすい雰囲気づくりに努める。

(3) いじめ発生に対する対応

全教職員がいじめに対する理解を深め、校内での支援体制について共通理解を持ち、発見・通報を受けた場合は特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応する。事実確認ならびに対応状況は、適切に全教職員で共有する。

①いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめや疑わしい行為を認知した教職員は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒および、情報を提供した生徒等の安全を確保し、速やかにいじめ対策委員に報告する。
- ・いじめ対策委員は直ちに委員長に報告し、委員長は委員に事実確認を指示する。
- ・委員長はいじめ対策委員会を招集し、事実確認を行う。
- ・事実確認の結果、いじめが行われたと判断した場合は、校長が県教育委員会に報告する。
- ・いじめが犯罪行為にあたると思われる場合は、警察に相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じている、またはそのおそれがある場合は、重大事案と認識し、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。
- ・関係する担任、またはいじめ対策委員は、いじめを行った生徒、いじめを受けた生徒の保護者に事実確認の結果を連絡する。

②いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

- ・いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、当該生徒に継続的に寄り添い支える支援体制をつくる。
- ・いじめを受けた生徒から事実関係の聴き取りを行う。家庭訪問等により適宜保護者に確認した事実を伝えるとともに、今後の対応等について情報共有を行う。
- ・いじめの認定の有無によらず、当該生徒の負担に配慮し、継続して支援を行う。
- ・状況に応じて、心理や福祉の専門家、児童委員、弁護士、教員経験者、警察官経験者など外部専門家の協力も得ながら継続的な支援を行う。

③いじめを行った生徒への指導またはその保護者への助言

- ・いじめを行ったとされる生徒から事実関係の聴き取りを行う。いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携して組織的にいじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・保護者に対して迅速に連絡し、事実に対する理解や納得の上での問題解決への協力を求める。また保護者への助言を継続的に行う。

- ・いじめを行った生徒への指導に当たっては、懲戒、警察との連携による措置を含め、毅然とした対応を行う。一方で、生徒および保護者が過度の心理的な孤立感・疎外感を負わないよう一定の教育的配慮を行う。

④いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめに同調していた生徒に対して、はやし立てるなどの行為はいじめに荷担するものであることを理解させ、互いを尊敬し認め合う人間関係を構築できる集団づくりを進めていく。
- ・いじめを傍観していた生徒に対して、自分の問題として捉えさせ、たとはいじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

⑤ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、学校ネットパトロール等を活用して早期発見に努める。
- ・被害の拡大を避けるため、必要に応じて法務局や警察、関係する事業者等と適切な連携を図り、不適切な情報を削除するための措置をとる。

(4) その他の留意事項

①組織的な体制整備

- ・いじめへの対応は、いじめ防止委員会を中心にして、情報を共有しながら学校全体の問題として取り組む。

②校内研修の充実

- ・すべての教職員のいじめの問題等に関する共通認識と意識強化を図るため、年に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

③学校相互間の連携体制の整備

- ・いじめが他校の生徒との間に生じている場合、関係する学校と情報を共有し、いじめを受けた生徒とその保護者、いじめを行った生徒とその保護者に、適切な支援、指導や助言ができるよう、学校相互に連携、協力して対応する。

④地域や家庭との連携及び保護者への支援

- ・学校基本方針やいじめ防止等に対する学校の取り組みについては、PTA総会や学年PTA等の機会を利用して、保護者の理解を得るよう努める。
- ・また、学校警察連絡協議会等において情報交換を行い、地域や家庭とに適切な情報提供を行い、協力を求める。

⑤学校評価

- ・学校評価において、いじめの防止・発生時の対応が、適切な目標設定のもとで具体的に組み込まれているかを評価し、その結果を踏まえた改善を行う。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

次に示す場合はいじめに関する「重大事態」として対応する。

①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

- ・自死を企図または行った場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

- ・精神性の疾患を発症した場合 など
- ②いじめにより生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
 - ・「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間連続して欠席するような場合は、目安に関わらず適切に判断する。
- ③生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。
 - ・その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、報告・調査等始める。

(2) 重大事態への対応

「重大事態」が発生した場合は校長が県教育委員会にすみやかに報告し、対応を相談する。それと並行して以下の対応をとる。

①重大事態の調査組織の設置

- ・いじめ対策委員会を母体とした調査組織を設置する。組織の構成は、本校教職員を基本とするが、専門的知識及び経験を有し、当該事案の関係者と直接の人間関係または利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するように努める。

②事実関係を明確にするための調査の実施

- ・重大事態が発生した場合、重大事態に至る原因となったいじめの行為の、期間、関係者、様態について、学校・教職員の対応等の事実関係について、可能な限り明確にするための調査を行う。
- ・調査に当たっては次の点に留意する
 - ・調査方法の公平性や中立性の確保および、網羅的で客観的な事実関係の確認に努めること。
 - ・具体的ないじめ阻止と再発防止に資すること。
 - ・関係する生徒・保護者に対して適切な情報提供がなされること。
- ・警察による捜査（調査）が行われる場合は、相互の連携に努めるとともに、生徒の心情の理解や負担の軽減に十分配慮する。

○いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合

- ・調査において、いじめを受けた生徒からの聞き取りができる場合は、その生徒やいじめに関する情報を提供した生徒の心身や尊厳を守ることを最優先とする。
- ・質問紙や聞き取り調査による事実関係の確認を行う。
- ・いじめた生徒および関係した生徒への指導を行い、すみやかにいじめを止めさせる。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況に合わせて継続的なケアを行い、落ち着いた学校復帰の支援や学習支援等を行う。

○いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合

- ・入院や死亡などにより、いじめを受けた生徒からの聞き取りができない場合は、その生徒の保護者の要望・意見を十分に聞き、当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

<いじめを受けた生徒が自死した場合の対応>

- ・生徒の自死という事態が起こった場合の調査については、当該事案の事実究明及びその後の自死防止に資する観点から、自死の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、そ

の死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることをめざして行う。

- ・遺族の要望・意見を十分聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
 - ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
 - ・死亡した生徒が置かれていた状況にいじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して、在校生への詳しい調査の実施を提案する。
- ・提案に際しては、調査の目的、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族への説明のあり方、調査結果の公表に関する方針についてあらかじめ遺族と相談し、合意しておく。
- ・偏りのない資料や情報をより多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する第三者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。
- ・情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や子どもの自死は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、WHOによる自殺報道への提言を参考にする。

(内閣府HP <http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/link/kanren.html>)

③いじめを受けた生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

- ・いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、経過報告を含めて、適時・適切な方法で説明を行う。
- ・情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する必要があるが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠らないようにする。
- ・質問紙等の実施により得られた情報は、いじめを受けた生徒またはその保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者にあらかじめその旨を説明する等の措置をとる。

④調査結果の報告

- ・調査の結果については、教育委員会を通じて知事に報告する。
- ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、その所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果を添える。

平成26年 3月26日 施行

平成28年 5月11日 改訂

(内閣府HP <http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/link/kanren.html>) より

メディア関係者のためのクイック・リファレンス

- ・努めて、社会に向けて自殺に関する啓発・教育を行う
- ・自殺を、センセーショナルに扱わない。当然の行為のように扱わない。あるいは問題解決法の一つであるかのように扱わない
- ・自殺の報道を目立つところに掲載したり、過剰に、そして繰り返し報道しない
- ・自殺既遂や未遂に用いられた手段を詳しく伝えない
- ・自殺既遂や未遂の生じた場所について、詳しい情報を伝えない
- ・見出しのつけかたには慎重を期する
- ・写真や映像を用いることにはかなりの慎重を期する
- ・著名な人の自殺を伝えるときには特に注意をする
- ・自殺で遺された人に対して、十分な配慮をする
- ・どこに支援を求めることができるのかということについて、情報を提供する
- ・メディア関係者自身も、自殺に関する話題から影響を受けることを知る

緊急時の組織的対応

日常の観察・生徒等からの相談・アンケート・教育相談等の情報

